

岐阜県公報

第二千五百号

平成二十五年十一月二十六日

(火曜日)

目次

告示

- 有害興行の指定 (男女参画青少年課) 七六九
- 共同漁業の免許 (農政課) 七七〇
- 遊漁規則の認可 (同) 七七〇
- 瑞浪都市計画下水道事業の変更認可 (下水道課) 七七一

公示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 七七二
- 開発行為の工事の完了 (建築指導課) 七七二

正誤

- 岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則中訂正 (障害福祉課) 七七三
- 県道の路線変更中訂正 (道路維持課) 七七三
- 道路の供用開始中訂正 (同) 七七三

告示

岐阜県告示第五百二十五号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十五年十一月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名	等
映画	乱交の門 おさぼり調教		オーピー映画	映画
	イノセント・ノール		オーピー映画	映画
	絶妙色洗い 玉までしゃぶれ!		新日本映	像
	義母昇天 家庭内SEXとは?		新日本映	像
	捨てがたき人々		アーケエンタテインメント	像
	娼婦の館 突かれて濡れる		新東宝映	画
	野蛮なやつら/SAVAGESノーカット版 (原題) SAVAGES		東宝東和	和
	アメリカン・パイ/パイ! 完結編 俺たちの同窓会 (原題) AMERICAN REUNION		東宝東和	和
	ラゼルス (原題) LOVE LACE		日	活

2 指定年月日

平成25年11月26日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百二十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成二十五年九月一日第五種共同漁業を次のとおり免許した。

平成二十五年十一月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

漁業の免許の内容たるべき事項等の告示の際の公示番号	免許番号	漁業権者の名称及び住所	免許の内容等
内共第四十七号	内共第四十七号	石徹白漁業協同組合 郡上市白鳥町石徹白第三 六号五一番地	平成二十五年岐阜 県告示第三百十二 号のとおり

岐阜県告示第五百二十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第一項の規定により、平成二十五年九月一日内共第四十七号の第五種共同漁業権遊漁規則を認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成二十五年十一月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

石徹白漁業協同組合

2 住所

郡上市白鳥町石徹白第三六号五一番地

二 遊漁についての制限の範囲

1 漁具・漁法についての制限

手釣又は竿釣に限るものとする。

2 禁止区域及び禁止期間

禁止区域

禁止期間

朝比奈川の宮川橋上流端から保川との合流点までの区域

一月一日から十二月三十一日まで

小白山谷の本川及び支派川全域

石徹白川の字河ウレ山の大滝から上流全域

石徹白川の第一堰堤から第二堰堤までの区域

石徹白川の字白平にある日平洲上下五〇〇メートルの区域
一月一日から十二月三十一日まで（あじめどじょう及びかじかに限る。）

3 キャッチアンドリリースの区域等

区域	魚種	期間	その他
郡上市白鳥町石徹白の峠川のうち石徹白川本流との合流点から一の瀬堰堤までの三、二〇〇メートルの区間	やまめ いわな にじます	二月一日以降で組合が定めて公示する日から九月三十日まで	一 疑似餌釣（ルアー、フライ又はてんから）に限るものとする。 二 採捕した魚類は、その場で放流すること。

4 遊漁期間

魚種	遊漁期間
あゆ	五月十一日以降で組合が定めて公示する日から十二月三十一日まで
やまめ いわな にじます	二月一日以降で組合が定めて公示する日から九月三十日まで

ます まで

5 全長制限（採捕禁止）

魚種	全長
やまめ いわな にじ	一五センチメートル未満
ます	

三 遊漁料の額及びその納付の方法

1 遊漁料の額

一日 一、 円
 一年 五、 円

2 減免対象者の遊漁料の額

区分	額
小学生以下	無料
中学生、心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）又は七十五歳以上の者	一日 五〇〇円 一年 一、五〇〇円

3 納付方法

(一) 遊漁料は、漁業権者の指定する遊漁証取扱所において納付すること。
 (二) 日釣による遊漁の場合には、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合において、遊漁料は、一、〇〇〇円（中学生、心身障害者又は七十五歳以上の者は、五〇〇円）を加算した額とする。

四 遊漁承認証に関する事項

1 漁業権者は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

五 遊漁に際し守るべき事項

1 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の

迷惑となる行為をしてはならない。

六 漁場監視員に関する事項

1 漁場監視員は、遊漁者に対し、遊漁規則の順守に関して必要な指示を行うことができる。
 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

七 違反者に対する措置に関する事項

漁業権者は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

八 遊漁規則の施行日

平成二十五年九月一日

岐阜県告示第五百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、瑞浪都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

瑞浪市

二 都市計画事業の種類及び名称

瑞浪都市計画下水道事業 瑞浪市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十七年十月六日から

平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年十一月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人まあむ
- 三 代表者の氏名 伊東 未由
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県揖斐郡大野町大字上秋九四六番地一〇

五 定款に記載された目的 この法人は、妊娠・出産をきっかけに家庭で育児に従事する母親に、社会の中での活躍の場を与え、家庭と社会とのつながりを深める事業を行い、女性の柔軟な就労環境の実現、未来を見据えた育児環境、教育環境、福祉環境の改善、文化・芸術の振興に寄与することを目的とする。

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可）番号及び年月日 岐阜県指令岐西建築第九四号の一・二 平成二五・七・二四	開発区域又は工区に含まれる地域の名称 瑞穂市馬場前畑町三丁目一八番、二六番及び二七番	公共施設の 種類 道路	公共施設の 位置及び区 域 開発登録簿 による	開発許可を受けた者の住所及び氏名 揖斐郡池田町本郷一三八一番地の一六 株式会社さくらホーム 代表取締役 松 原 和 彦
同西建築第九六号の二 同二五・四・二四	本巣市温井字中屋敷五三番の一部外九筆及び本巣市所管法定外公共物（水路）	道路	同	東京都荒川区西日暮里五丁目二番七号 株式会社ダイナムビジネスサポート 代表取締役 齋 藤 守
同西建築第五二号の四 同二〇・七・二三 同西建築第五四号の 一四 同二〇・九・二九 同西建築第五四号の 一八 同二〇・一一・二 同西建築第五四号の 二六 同二一・三・一七	安八郡輪之内町里字大瀬町一〇〇番、一〇〇番五、一三九番四から一三九番六番まで、二四五番四及び同町南波字村東四四九番九のうちB工区	緑地	同	岐阜県福山市東深津町四丁目二〇番一号 福山通運株式会社 代表取締役 小 丸 法 之

同西建築第八四号の八 同二五・二・二六 同岐阜西建築第一〇〇号の一七 同二五・一〇・二五				
同中建築第五五号の四 同二四・一一・二七 同中建築第六三号 同二五・八・二二	美濃加茂市加茂野町市橋字内田六五六番及び六六四番	道路・公園 ・下水道	同	下呂市金山町金山三二五六番地の一 有限会社サンワ開発 代表取締役 長谷川 康
岐阜県指令東建築第七八号の二 平成二五・三・二六 同東建築第七九号 平成二五・六・一九	中津川市茄子川字堤下二〇七七番一八、二〇七七番六一の一部、二〇七七番一三九の一部、二〇七七番二四三、二〇七七番七六〇及び二〇七七番七六五	緑地	同	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四〇号 株式会社アルペン 代表取締役 水野 泰三

正誤

(原稿誤り)

平成二十五年四月一日号外(中) 岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(岐阜県規則第五十一号) 二頁上段前から三行目及び四行目中「第78条第1項第2項第1号」を「第78条第1項、第2項第1号」の「同段前からの四行目及び五行目中「第3号」を「及び第3号」及び「寄附金に限る。）」を「寄附金に限る。）」に規定する寄附金に限る。」「第3号」を「及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))」に規定する寄附金に限る。))」の「五頁と欲置かふ三行目中「決定」を「決定の」の「判決」は「判決の」の誤り。

正誤

(原稿誤り)

平成二十五年九月三日第一二四四七十六号 県道の路線変更(岐阜県告示第四百十六

号)五八四頁上段の表中「70」は「270」の

重要な 経過地		重要な 経過地	
------------	--	------------	--

は の誤り。

正誤

(原稿誤り)

平成二十五年十月二十五日第一二四四九十一号 道路の供用開始(岐阜県告示第四百九十一号)七〇三頁下段の表中
 平成 一七・一一・一八 は、平成 一七・一一・一八 の誤り。
 平成 二五・一〇・二五

平成二十五年十一月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社